

サプライチェーンにおけるサステナビリティ基本方針

(2024 年 12 月改訂)

1. 丸紅グループは、自らがサステナビリティへの取り組みを強化するにとどまらず、そのサプライチェーンにおけるサステナビリティへの取り組み強化をサポートし、地球環境に配慮した健全で持続可能な社会の構築を目指してまいります。
2. 丸紅グループは、次項の『サプライチェーンにおけるサステナビリティ・ガイドライン』を定め、取引先に対して、その順守に対する理解と協力を求め、取引先と共に実効性の高いサステナビリティへの取り組みを推進してまいります。また、同ガイドラインの浸透を図るためにコミュニケーションのみならず、取引先訪問の際に、必要に応じて助言、要請、指導や優良事例の共有を行うなど、取引先のキャパシティ・ビルディングに取り組みます。
3. サプライチェーンにおけるサステナビリティ・ガイドライン
 - 1) 法令順守
 - 当該国および取引に関わる諸国の関連法令を順守する。
 - 2) 人権尊重
 - 人権を尊重し、差別・各種ハラスメント・虐待などの非人道的な扱いをしない。
 - 児童労働、強制労働を行わない。
 - 従業員の労働時間と休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。
 - 法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに配慮する。不当な賃金の減額を行わない。
 - 労使間協議の実現手段としての従業員の団結権および団体交渉権を尊重する。
 - 3) 環境保全
 - 気候変動問題の重要性を認識し、適切に対応する。
 - 自然環境を保護する。
 - 環境への負荷を低減し、汚染を防止する。

4) 公正取引

- 公正な取引を行い、自由な競争を阻害しない。
- 贈賄や違法な献金を行わず、腐敗を防止する。

5) 安全衛生

- 職場の安全・衛生を確保し、労働環境を保全する。

6) 品質管理

- 商品やサービスの品質・安全性を確保する。

7) 情報開示

- 上記を含め、会社情報を適宜適切に開示する。

4. 丸紅グループは、本方針を満たさないと判断した仕入先への対応手順を以下のとおり制定しています。

- (1) 事実確認。また事実である場合、その背景および改善策の報告を要請する。状況に応じて仕入先を訪問し、対話を行い改善策について協議する。
- (2) 改善策が不十分と判断される場合には、更なる施策実施を要請する。
- (3) 上記（1）～（2）を実施してもなお、改善策が進捗しない状況が続く場合は、取引の継続可否を検討する。